

公益財団法人佐賀未来創造基金 冠基金事業

第2回 “荏原環境プラント「e-さが基金」”助成
応募要項

荏原環境プラント株式会社

〒144-0042 東京都大田区羽田旭町 11-1

ホームページ <http://www.eep.ebara.com/>

TEL 03-6275-8600

公益財団法人佐賀未来創造基金

〒840-0813 佐賀県佐賀市唐人 2-5-12 TOJIN 茶屋 1F

ホームページ <http://saga-mirai.jp/>

TEL 0952-26-2228

FAX 0952-37-7193

はじめに

佐賀市が実施している「バイオマス産業都市さが」の一環として、ごみ発電の地産地消への取組みがあります。これは、佐賀市清掃工場から生み出されるごみ発電の電気を、佐賀市立の小中学校をはじめ市内の公共施設で活用し、再生エネルギーの普及促進と環境教育に役立てつつ、同時に経済効果を得るものです。

この取組みをより広く市民の皆さんに、知ってもらうための資金面での支援を行うことを目的として、荏原環境プラント株式会社様により、「荏原環境プラント e-さが基金」が創設され今年で2年目を迎えました。

1. 対象となる団体

下記の<1>～<3>のすべてを満たしている団体を対象とします。

<1> 応募条件

- ・佐賀市内に拠点がある団体であることが望ましいがこれに限らない。
- ・法人格の有無は問わない。

<2> 助成対象事業

- ・環境教育や循環型社会形成に関する事業
- ・自然環境保全に関する事業
- ・資源を節約するなど、地域レベルの環境教育活動に取り組む事業
- ・その他本趣旨を踏まえて、選考会で必要と認められる事業

※佐賀市内で行うことを原則とする。

※原則として2019年4月1日から2020年3月31日の期間内に実施する事業を対象とするが、申請時に事前相談の上、翌年度に跨り事業を行うことも可とする。

※複数年にわたって行う事業の場合、申請内容と必要性に応じて選考会が認めた場合は継続申請をすることができる。

※上記期間内に限り、採択決定年月日以前の事業経費についても、経費精算可とする。
(但し、単発イベントに係る経費として支出済みのものについては不可)

※既存及び新規事業いずれも対象とする。

【対象とならない事業】

- ・営利を主たる目的とする活動
- ・個人的な活動や趣味的なサークル活動
- ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする活動
- ・反社会的勢力と関係のある活動

<3> 第三者機関による認証等

(1)(2)は必須。(3)は、満たしていることが望ましく、(4)は資格を有す構成員がいる場合に記載くださいますようお願いいたします。

- (1)日本財団が提供する公益事業コミュニティサイト「CANPAN」に団体登録し、情報報開示レベル★3つ以上を獲得している。
- (2)佐賀県市民活動団体認証推進協会の認証を受けた団体、または申請期間中に登録完了できる団体。
- (3)佐賀県内の中間支援組織の推薦を受けた団体。
- (4)特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会の資格認定制度「認定ファンドレイザー®」の認定ファンドレイザー®もしくは准認定ファンドレイザーの有資格者が構成員としている団体。

- (1)公益事業コミュニティサイト「CANPAN」：<http://fields.canpan.info/>
- (2)佐賀県市民活動団体認証推進協会：<http://saga-cca.jimdo.com/>
- (3)佐賀県内の中間支援組織一覧：<http://www.cso-portal.net/agent/>

佐賀県市民活動団体認証推進協会
 (障がい者ビジネススクール ユニカレさが内)
 TEL : 0952-20-1333 FAX : 0952-20-1334
 E-mail : saga.ono@gmail.com

※佐賀県市民活動認証推進協会は、CSOの「社会的信頼」を認証するために設立された団体です。

※公益コミュニティサイト「CANPAN」への団体登録、佐賀県市民活動団体認証推進協会の認証申請等についてご不明な点等ございましたら佐賀未来創造基金事務局までお気軽にご相談ください。

2. 助成金額

助成上限金額（総額800万円程度を予定）

- ① チャレンジ事業：1団体50万円を上限とする事業。
 ※ チャレンジ事業は、新しい活動にチャレンジする事業
- ② モデル事業：1団体150万円を上限とする事業。
 ※ モデル事業は、地域活動のモデルとなる汎用性の高い事業

3. 助成内容（助成対象経費）

本助成事業に関する、人件費・物件費など

【助成対象経費の例】

- 人件費
 - 講師謝金、講師旅費、スタッフ旅費(スタッフ旅費は必要に応じて算定)
- ※団体の構成員が講師を務める場合は、その人が適任者である旨の説明が必要です。
 (説明内容:資格や講師としての実績と、なぜ、この講座にその方が必要なのかを、

お一人ずつご記入をお願いします。ただし、その方が既に有償で雇用されている場合は助成対象外です。)

- 消耗品費、備品購入費、原材料費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、広告費、印刷製本費、手数料、保険料、会場などの使用料及び賃借料、その他必要経費

【対象外経費】

- 団体の運営に係る経常的な経費、飲食費、土地・建物の取得および補償費
- イベント等の一般参加者の旅費

4. 選考基準

1. 本助成事業の趣旨と条件に合致しているか
2. 地域社会のニーズや課題を的確に踏まえているか
3. 実現可能な事業かどうか

5. 助成の応募申請について

＜1＞申請期間

2019年5月13日(月)～6月14日(金) 17時必着

＜2＞申請方法

① 助成事業申請書、② 誓約書を、佐賀未来創造基金までご郵送いただくか、ご持参ください。記載事項を補足する資料（活動内容紹介パンフレット、ニュースレター等）がある場合は、其々5部ご準備の上、申請書に同封して、ご郵送またはご持参ください。

＜3＞提出先

公益財団法人佐賀未来創造基金

〒840-0813 佐賀県佐賀市唐人 2-5-12 TOJIN 茶屋 1F

6. 選考方法・結果通知等

＜1＞選考方法

佐賀未来創造基金が設置する選考委員による選考会で、申請書類や公益事業コミュニティサイト「CANPAN」等のインターネット上の情報をもとに合議の上で決定します。

＜2＞選考協力等

所定の申込書に加え、詳しい書類・資料等の提出、面接・現地訪問等を依頼する場合がございます。

＜3＞結果通知

結果は決定後直ちに応募者各位宛てに書面で通知します。なお採択団体及び採択事業は佐賀未来創造基金のホームページに掲載します。

また、選考結果や選考内容、採否の理由に関するお問い合わせには回答いたしかねますのでご了承ください。

7. 助成決定時の義務・条件

<1> 助成承諾書の提出

選考の結果、助成対象団体となられた場合は、佐賀未来創造基金所定の「助成金交付に関する確認書」の取り交わしをいただき、これにより事業の経過あるいは完了報告、収支会計報告、その他用途変更等の事前相談手続等の義務を負っていただくこととなります。

<2> 事業の報告義務

助成金交付後、事業の実施状況の確認のため、訪問・面談・電話等で連絡し、必要に応じて「中間報告書」をご提出頂く場合がございます。また、事業の経過・完了報告については、その一般公開についての同意をお願い致します。

<3> 助成金贈呈式への出席

助成決定事業決定後、本助成金の授与式を開催致します。本授与式は 2019 年 7 月中旬に開催を予定しておりますので、採択団体は必ず参加していただきますようお願い致します。やむを得ぬ場合は代理出席を認めるケースもあります。

8. 助成決定事業の事業内容変更や中止について

<1> 助成内容の変更や中止

助成決定事業を途中で変更もしくは中止する場合、変更理由書もしくは中止理由書を提出し、佐賀未来創造基金の承認を事前に受けることが必要です。

<2> 助成申請の取り下げ

助成決定事業の助成金受け取りを取り下げる場合、佐賀未来創造基金に相談の上、所定の書類を提出してください。

※ 前払いを実施した団体で、助成決定事業を変更もしくは中止した場合または助成決定事業の助成金受け取りを取り下げた場合、全額または一部を返還していただきます。

9. 助成金の助成方法

<1> 前払い

採択団体の希望に応じて事業実施前に助成決定金額を全額、助成団体の指定口座に前払います。前払いを希望する採択団体は、助成決定後に所定の「請求書」を提出してください。

<2> 精算払い

助成事業の終了後 1 ヶ月以内に実績報告書を提出していただいた上で、助成決定金額を上限として事業実施に使用した支出金を助成します。団体の指定口座への振込時期は、実績報告書の提出から約 1 ヶ月後です。

※ 前払いを実施した団体で、事業終了後の精算額が助成決定額より下回った場合、差額を返還していただきます。

※ 助成対象とならない経費については、助成金の支払いはできません。

10. 助成事業の実績報告

<1> 事業報告

助成事業の終了後 1 ヶ月以内に、以下の書類を郵送もしくは持参により、佐賀未来創造基金まで提出してください。

- ・ 所定の「実績報告書」
- ・ 事業実施状況のわかる写真や作成したチラシ等の印刷物、新聞記事等の資料
- ・ 領収書・受領書のコピー

<2> ホームページ・広報誌等での成果報告

社会に対し、助成事業で得られた成果を広く伝えるため、荏原環境プラント株式会社や佐賀未来創造基金のホームページや広報誌等で成果を報告させていただきます。また、新聞やテレビ等の報道機関の求めに応じて、事業成果等の情報を提供する場合があります。

11. 助成金の返還や関係書類の保存などについて

<1> 助成金の返還

貴団体やその構成員が、応募要項、誓約書、助成金交付に関する誓約書、法令、条例、規則等に違反した場合、助成金を目的外に使用した場合は、是正措置を求めます。改善されない場合、助成決定の取り消しや助成金の返還を求めることとなります。

<2> 関係書類の保存

助成金を交付された団体は、助成金に関わる収支の証拠書類（領収書など）を整理し、いつでも閲覧できるようにしておいてください。証拠書類は事業実施終了後、3年間の保存が必要です。

12. その他・重要な注意事項（必ずお読みください）

<1> 団体情報の公表

助成対象団体となられた場合、団体名、代表者氏名、所在地、事業内容、助成金額を公表させていただきます。

<2> 個人情報の取り扱い

助成申請用紙にご記載いただいた個人情報は、当財団の選考に関わる業務に使用し、それ以外には使用しません。

<3> 提出書類等の返却

提出いただいた書類・資料等は返却できません。

<4> 選考結果について

選考結果や選考内容に関するお問い合わせには回答いたしかねますので、ご承知ください。